

## 名古屋市土地利用審査会運営規程（案）

（昭和50年1月14日議決）

（昭和61年8月12日議決）

（平成12年9月28日議決）

（平成26年5月 8日議決）

### （趣 旨）

第1条 この規程は、名古屋市土地利用審査会条例（昭和49年名古屋市条例第61号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、名古屋市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委 員）

第2条 土地利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項に基づき、委員は以下の事項について優れた知識と経験を有する者のうちから選任する。

- （1） 法律実務
- （2） 不動産鑑定
- （3） 自然環境保全
- （4） 都市計画
- （5） 農業
- （6） 地域開発
- （7） 行政

### （幹事及び書記）

第3条 条例第5条第1項に規定する幹事及び書記は、次に掲げる職にある者を市長が任命する。

- （1） 幹事 住宅都市局都市計画部都市計画課長、住宅都市局まちづくり企画部まちづくり企画課長
- （2） 書記 住宅都市局まちづくり企画部まちづくり企画課課長補佐

### （会議の招集）

第4条 会議の招集は、原則として開会の日前14日前までに、会議の日時、場所及び議題を審査会の委員（以下「委員」という。）に通知して行う。

### （利害関係の届出）

第5条 委員は、議題が自己又は三親等以内の親族の利害に關係があると認めるときは、あらかじめ、審査会の会長（以下「会長」という。）にその旨を届け出なければならない。

### （欠席の届出）

第6条 委員は、会議に出席できない場合においては、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

### （会議の公開）

第7条 審査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、会長が

審査会の審議に諮り非公開とすることができる。

2 会議の公開及び傍聴に関し必要な事項については別に定める。

(参考人の出席)

第8条 会長は、適當と認める者に、参考人として会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第9条 会長は、議事録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記録しなければならない。

2 前項の議事録には、会長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

3 議事録の写しは、非公開情報に関する部分を除き、閲覧できるものとする。

(議決の廃止)

第10条 昭和50年1月14日付けで議決した会議を非公開とする旨の議決及び昭和61年8月12日付けで議決した議事録を非公開とする旨の議決は、廃止する。ただし、平成12年3月31日までに開催された会議に係る議事録及び会議の資料の取扱いについては、従前の例による。

(事務局)

第11条 審査会の庶務を行うため、住宅都市局まちづくり企画部まちづくり企画課に事務局を置く。

(委 任)

第12条 この規程に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会の会議に諮り決定するものとする。

## 附 則

この規程は、昭和50年1月14日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和61年8月12日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和8年月日から施行する。